

II わいせつ（盗撮）のケースと関連する法令等

A教諭は仕事熱心で、同僚や生徒、保護者からの信頼が厚かった。そのため、学校では重要な仕事を任され、忙しい毎日を過ごしていた。そのような生活が続く中で、徐々にストレスがたまり、「なぜ自分だけ苦勞しなければならないのか」と不満が募ってイライラしていた。

そんなある日、デパートに買い物に出かけたA教諭は、本屋に立ち寄って、近くにいた女性のスカートの中にカメラ付き携帯電話を差し込んで撮影してしまった。その時は気づかれなかったので、A教諭は時々こっそり盗撮するようになってしまった。そんなある日、いつものように女性に近づき、盗撮しようとしたが、不審な行動に気づいた女性がすぐに店員に連絡し、A教諭は店員に取り押さえられてしまった。

警察に連行されたA教諭の携帯電話には、数人の女性を盗撮したと思われる画像が保存されており、取り調べで、A教諭は盗撮の事実を認め逮捕された。

(1) ポイントを整理してみましょう！

- ◇もともとA教諭は、仕事熱心で模範的な先生であった。
- ◇重要な仕事を任され、毎日忙しく、「なぜ自分だけが」と徐々に不満が募り、ストレスを抱えるようになっていった。
- ◇A教諭は模範的であったが故に、仕事上の不満や悩みを相談できる同僚や上司がいなかったのではないかと考えられる。
- ◇最初は、魔が差して、でき心でつい盗撮してしまった。
- ◇最初の盗撮が見つからなかったので、自分自身の行動をコントロールできなくなり、盗撮の常習者になりつつあった。

(2) どのような責任が問われる可能性があるのでしょうか？

- ◇身分上の責任 懲戒免職又は停職

(参考) 懲戒免職になった場合、教員免許状は効力を失い、退職手当は支給されない。

- ◇刑事上の責任 徳島県迷惑行為防止条例違反により懲役又は罰金

(参考) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。執行猶予付きであっても禁錮刑以上の場合、欠格条項に該当し失職する。

- ◇民事上の責任 被害者への慰謝料等の損害賠償責任

(3) 関連する法令等にはどのようなものがあるのでしょうか？

- ◇地方公務員法第16条、第28条、第29条、第32条、第33条
- ◇教育職員免許法第10条

◇徳島県迷惑行為防止条例

(卑わいな行為の禁止)

第4条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人に対し、その性的しゆう恥心を著しく害し、又はその人に不安を覚えさせるような方法で、衣服等の上から又は直接身体に触れること。
- 二 公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人に対し、その性的しゆう恥心を著しく害し、又はその人に不安を覚えさせるような方法で、衣服等で覆われている下着又は身体をのぞき見し、又は撮影すること。
- 三 公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人に対し、写真機等を使用して衣服等を透かして見る方法により、その人の下着又は身体を見、又は撮影すること。
- 四 公衆が利用することができる浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所にいる人を、正当な理由がないのに、撮影すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人に対し、その性的しゆう恥心を著しく害し、又はその人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。

(罰則)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第4条の規定に違反した者

◇民法第709条、第710条（前出）

◇教職員の懲戒処分の指針（標準的な処分量定）

(4) 対応策について検討してみましょう！

- ◇適切な初期対応を行う（事実関係の把握、被害者への謝罪等）。
- ◇管理職を中心に組織的に対応する（情報・意思決定の一元化、取材対応等）。
- ◇不安や動揺の広がりを防ぐため、保護者・児童生徒等への説明責任を果たす。
- ◇所管の教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。
- ◇研修計画を見直し、わいせつ行為に関連する法令等に精通する研修を実施する。
- ◇「教職員の懲戒処分の指針」の「標準的な処分量定」を研修資料として取り上げ、具体的な非違行為の内容とその顛末を理解させる。
- ◇校務分掌の見直しを行い、特定の教職員に加重負担を強くないような体制づくりを進める。
- ◇報告・連絡・相談がスムーズに行える風通しの良い職場環境づくりに、管理職が率先して取り組む。

(5) セルフチェックしてみましょう！

	項目	ア	イ	ウ
1	「教職員の懲戒処分の指針（標準的な処分量定）」で示されたわいせつ行為等を行った場合の処分を理解している。			
2	県民の教育に対する信頼を損なうことがないよう、勤務時間内外を問わず、常に自らの行動を律している。			
3	法令等（刑法・徳島県青少年保護育成条例・徳島県迷惑行為防止条例等）に示されたわいせつな行為の内容と罰則について理解している。			
4	仕事上の悩みを一人で抱え込まず、上司や同僚、家族の中に相談できる人がいる。			
5	児童生徒を性的な対象として意識することはない。			

(ア：はい イ：どちらとも言えない ウ：いいえ)